

## 医療構造改革推進本部の設置について

### 【設置趣旨】

国民の生活の質（ＱＯＬ）を確保し向上する形で医療の効率化を図ることを基本として、医療費の適正化等を推進するため、医療構造改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

※ この本部のメンバーは、当面、医療制度改革の広報等を積極的に担う。

### 【組織】

本部の組織は別紙のとおりとする。本部の下に、必要に応じて関係部局の課長等からなるプロジェクトチームを置くものとする。

### 【プロジェクトチーム】

平成１８年度の医療制度改革は、健康増進計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の見直しと、医療費適正化計画(仮称)制度の導入など医療制度を抜本的に改革することとなる。実効性のある医療費適正化の推進と、上記諸計画の円滑な策定に資するため、当面、本部第一回会合で、検討を急ぐ以下の３テーマについてのプロジェクトチームの設置する。

#### ①在宅介護・療養・早期リハ推進ＰＴ

在宅復帰、自立支援を推進するためのケアマネジメント及びリハビリテーション、在宅での介護・療養を推進するための病院・診療所・介護施設・訪問サービス等の各々の取組の在り方とそれらの間の連携の在り方等

#### ②医療費適正化評価ＰＴ

医療費適正化の取組の効果等を迅速・的確に把握して評価し、次の対策につなげるため、医療、介護やそれらの費用に関するデータ収集の円滑化・迅速化、評価手法の確立、対応体制の整備等（組織整備を含む。）

#### ③計画策定等人材養成ＰＴ

健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画(仮称)の策定担当者に対する研修の在り方等

(別紙)

医療構造改革推進本部の組織

本部長	厚生労働大臣
本部長代理	(総括) 副大臣 (本部長の指名する者) 大臣政務官 (本部長の指名する者)
副本部長	(総括) 事務次官 厚生労働審議官 社会保険庁長官
本部員	官房長 総括審議官 技術総括審議官 統計情報部長 医政局長 健康局長 医薬食品局長 雇用均等・児童家庭局長 老健局長 保険局長 政策統括官 (社会保障担当) 北海道厚生局長 東北厚生局長 関東信越厚生局長 東海北陸厚生局長 近畿厚生局長 中国四国厚生局長 四国厚生支局長 九州厚生局長 社会保険庁次長 社会保険庁運営部長

【事務局】

- ・ 事務局長：社会保障担当参事官
- ・ 事務局次長：本部長の指名する者  
(医政局総務課長、健康局総務課長、老健局総務課長及び保険局総務課長を予定)
- ・ 庶務：保険局総務課の協力を得て、社会保障担当参事官室

## プロジェクトチームの設置について

### 1. 在宅介護・療養・早期リハ推進等プロジェクトチーム

在宅の継続、自立支援を図るためには、適切なケアマネジメント、リハビリテーションによる長期的支援が重要であり、また、在宅やケアハウス・グループホーム等多様な居住の場における看取りのための環境を整備するとともに、訪問看護サービスの充実・普及、薬局薬剤師の積極的な関与、医療機関における退院調整機能の促進等多職種が共同して患者を支える体制を整備する必要がある。このため、ケアマネジャー・介護施設・病院・診療所・訪問サービス・薬局等の各々取組の在り方とそれらの間の連携の在り方等について検討を行う。

関係部局：医政局、健康局、医薬食品局、老健局、保険局、  
社会保障参事官室

### 2. 医療費適正化評価プロジェクトチーム

医療費適正化の取組の効果等を迅速・的確に把握して評価し、次の対策につなげるためには、医療、介護やそれらの費用に関するデータ収集の円滑化・迅速化、評価手法の確立、対応体制の整備等（組織整備を含む。）が重要であり、また、その際には、全国的な評価のみならず、平成 18 年度医療制度改革法案成立後直ちに都道府県において行われる計画策定に資することも併せて重要である。このため、医療費適正化評価に関する検討を行う。

関係部局：医政局、健康局、保険局、統計情報部、  
社会保障参事官室、政策評価官、社会保険庁

### 3. 計画策定等人材養成プロジェクトチーム

今回の医療制度改革においては、生活習慣病対策の推進、地域における医療機能の分化連携の推進といった中長期的な取り組みを通じた医療費適正化が大きな柱となっている。中長期的な医療費適正化の取り組みの具体的手法としては、各都道府県において新たに医療費適正化計画(仮称)制度を導入し、実質的な成果を目指す政策目標を定め、医療費の伸びの分析などにより医療費適正化を図っていくこととなるが、関連する医療計画、健康増進計画及び介護保険事業支援計画の見直しと整合的に策定し実効あるものとする必要がある。このため、都道府県の計画策定担当者の養成・研修を、医療計画に関する人材養成に実績を有する保健医療科学院において行う。

平成18年度医療制度改革法成立後ただちに養成・研修を開始することとし、このための養成・研修カリキュラム、方法等について実務的な検討を行う。

関係部局：医政局、健康局、老健局、保険局、厚生科学課、  
社会保障参事官室、保健医療科学院

## 医療構造改革推進本部設置規程

〔平成17年10月19日〕  
厚生労働大臣伺い定め

### (設置)

第1条 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針（平成15年3月28日閣議決定）等を踏まえ、国民の安心や制度の持続可能性の確保という観点から実効性のある医療費適正化方策等を推進していくため、厚生労働省に、医療構造改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 本部長代理は、厚生労働副大臣のうち本部長の指名する者及び大臣政務官のうち本部長の指名する者をもって充てる。
- 4 本部長代理のうち、厚生労働副大臣を総括本部長代理とし、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 副本部長は、事務次官、厚生労働審議官及び社会保険庁長官をもって充てる。
- 6 副本部長のうち、事務次官を総括副本部長とする。
- 7 本部員は、別紙の職務にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要であると認めるときは、本部員を追加することができる。
- 8 本部長は、必要に応じ、本部に構成員以外の者の参加を求めることができる。

### (事務局)

第3条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、政策統括官付社会保障担当参事官をもって充てる。
- 4 事務局次長は、本部長の指名する者をもって充てる。
- 5 事務局員は、総括副本部長の指名する者をもって充てる。
- 6 事務局の庶務は、保険局総務課の協力を得て、政策統括官付社会保障担当参事官室において処理する。

### (補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成17年10月19日から施行する。
- 2 医療制度改革推進本部設置規程（平成14年3月8日厚生労働大臣伺い定め）はこれを廃止する。

別紙（第2条関係）

官房長

総括審議官

技術総括審議官

統計情報部長

医政局長

健康局長

医薬食品局長

雇用均等・児童家庭局長

老健局長

保険局長

政策統括官（社会保障担当）

北海道厚生局長

東北厚生局長

関東信越厚生局長

東海北陸厚生局長

近畿厚生局長

中国四国厚生局長

四国厚生支局長

九州厚生局長

社会保険庁次長

社会保険庁運営部長